平成２４年（フ）第３９号
岡山県倉敷市帯高501番地　三宅マンション101号
債務者　村上　裕美
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２３年（フ）第７０５号
高知市鳥越154番地10山﨑英一方
債務者　山﨑あづさ
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前11時40分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第６８号
高知県南国市駅前町２丁目５番２号
債務者　竹﨑　洋三
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７２号
高知県香南市野市町西野516番地10
債務者　森　　壽治
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第７７号
高知市神田631番地４
債務者　戸梶　善恵
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第８０号
高知市桟橋通４丁目15番４号　リバープール桟橋四Ⅱ―308
債務者　前田　留奈
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月14日まで　高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２１号
群馬県前橋市上小出町１丁目20番地１　あんしんホーム前橋上小出
債務者　早川悠基子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第２６号
群馬県前橋市元総社町937番地35
債務者　芦田　裕明（旧姓森・飯島）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第３１号
群馬県渋川市赤城町津久田190番地14
債務者　原　　一美
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４３号
群馬県前橋市茂木町215番地６　天神台パレス１―201号
債務者　酒井喜恵子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第４７号
群馬県伊勢崎市境平塚1377番地
債務者　劔持　富雄
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５２号
群馬県前橋市朝日町３丁目９番５号井野信市方
債務者　瀧澤　京子
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第５３号
群馬県前橋市朝日町３丁目９番５号井野信市方
債務者　瀧澤　　優
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６１号
群馬県前橋市広瀬町３丁目２番地８　広瀬ハイツ２―108号
債務者　藤本　信行
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２４年（フ）第６２号
前橋市広瀬町３丁目２番地８　広瀬ハイツ２―108号
債務者　藤本　克子（旧姓三森）
1　決定年月日時　平成24年３月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４６０号
京都市山科区西野山中臣町44番地14
債務者　山浦　重徳
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成２３年（フ）第１８３３号
京都府宇治市木幡正中51―22、住民票上の住所京都府宇治市小倉町中畑５番地の54
債務者　ＤＡＩ工業こと　玉澤　紀子
1　決定年月日時　平成24年３月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年５月15日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係